



**事業者等の高齢者福祉に特化した地域貢献
（「ちばSSKプロジェクト」等）に関する
ガイドライン**

平成26年7月

（令和4年3月31日改正）

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

目 次

1	策定の趣旨	1
2	県の役割	1
3	事業者等の役割	2
4	事業者等に求める具体的な取組・事業の例	3
5	その他	6
	<用語解説>	7
	参考資料	
	千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議設置要綱	8
	千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議 構成機関・団体等一覧	9

1 策定の趣旨

千葉県では、増加率で急速に高齢化が進み、今後、要介護高齢者や認知症高齢者も急増することが予測されています。一人暮らし高齢者、高齢の夫婦のみの世帯も増加し、県民の4人に1人が高齢者となる見込みです。

また、近年の核家族化の進行と地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、家庭や地域における相互扶助機能が弱まっています。

そこで、地域住民や、地域における多様な団体等が連携し、地域ぐるみで、互いに見守り支えていく地域づくりが必要です。

特に高齢者の孤立化防止については、「しない（S）、させない（S）、孤立化！（K）」を合言葉に、「ちばSSKプロジェクト」（注1）に官民協働で取り組んできました。

また、平成20年4月に策定・公表された「事業者の地域貢献に関するガイドライン」により事業者の地域貢献活動の取組が進められています。

本ガイドラインは、これまでの官民協働の取組を踏まえ、さらに、事業者等が「高齢者福祉」に特化した事業を実施するための環境づくりを推進しようとするものです。

2 県の役割

県は、「高齢者に特化した地域貢献ガイドライン」を策定・公表し、事業者等による自発的な地域貢献を促進するための環境づくり、きっかけづくりに努めることとし、以下の取り組みを進めます。

（1）個別協定の締結

事業者等から個別協定締結のための計画書が提出されたとき、下記条件を満たす場合、個別協定を締結します。

<協定締結の条件>

- ① 民間活力による高齢者福祉の向上につながることが見込まれること
- ② 「ちばSSKプロジェクト」の趣旨に合致すること
- ③ ②に加え、「ちばSSKプロジェクト」活動の範囲を超えた高齢者福祉に資する個別具体の取組が、下記4のⅠからⅢの分野については全分野か

ら、また、IVからVIの分野については1分野以上から提案されているなど、幅広い分野において提案されていること

- ④ 活動範囲が、県内複数市町村にまたがる取組であり、かつ、将来において県内全営業区域で取組む方針が示されていること

また、個別協定を締結した事業者等の取組を広く県民にPRするとともに、他の事業者等における独自の取組の参考に資するため、提出いただいた計画書及び活動状況報告書について、県のホームページで公表します。

(2) 『「ちばSSKプロジェクト」協力店』への登録

事業者等から『「ちばSSKプロジェクト」協力店』への登録の申込みがあったとき、下記条件を満たす場合、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』に登録します。

<登録の条件>

- ① 「ちばSSKプロジェクト」の趣旨に合致すること
- ② 『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関する要領（以下、「要領」という。）第2条に定める高齢者福祉に資する取組が提案されていること
- ③ 活動範囲が、県内における取組であること

(3) 制度の周知

地域における高齢者の孤立化防止の体制づくりを促進するために設立された「千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議」（注2）の構成機関・団体等を通じ、本ガイドラインを周知していきます。

(4) その他

- ① 「ちばSSKプロジェクト」のロゴについて、事業者等からの申請に基づき使用を許可します。
- ② 県は、関係機関に、助言等必要な支援を行います。

3 事業者等の役割

もとより地域貢献は、事業者等の自主的な取組として期待されるものであり、県として対応を強制するものではありません。また、地域貢献のあり方については、地域の環境・立地条件や、事業者等の業種、業態、事業規模によって、様々です。

本ガイドラインは、商業者等が、日常業務の中で、声かけや見守り、安否確認、生活支援等を行うことにより、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに協力していただけることを期待しています。

(1) 個別協定の締結

上記2(1)の協定締結の条件を満たし、県との個別協定の締結を希望される場合は、年間計画書(様式任意)を県に提出してください。

なお、協定の有効期間は、初年度については、締結日から年度末までとし、その後、協定を延長する場合は1年間とします。

①計画書の記載事項

- ・提出日、所在地、事業所名、代表者名、担当窓口、事業の概要及び取組項目
- ・取組項目は、下記4のIからVIの各分野の取組を記載

②活動状況報告書の提出

活動状況及び成果について、有効期間満了の日の1ヶ月後までに、活動状況報告書(様式任意)により、県に報告してください。

③計画書の再提出

個別協定の有効期間を延長するときは、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、年間計画書を再提出してください。

(2) 『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録

上記2(2)の登録の条件を満たし、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』への登録を希望される場合は、県に登録の申込みをしてください。

なお、詳細については、要領によるものとします。

(3) 書類等の提出先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

4 商業者等に求める具体的な取組・事業の例

<基本的な考え方>

下記具体例は、商業者等が自ら取り組める事業として想定されるものを例示したものです。

例示されたすべての項目に対して実施を求めるものではありません。また、例示のない項目でも、自らの創意工夫により取り組むことを期待しています。

<各分野における具体的な例>

I 高齢者の見守り

○高齢者の日常生活支援

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯等に、宅配サービス、配食サービス等を行い、高齢者の買い物、配食等の支援を行う。

○安否確認

上記の配達時に声かけをし、安否の確認を行う。

○異変発見時の通報

上記の配達及び安否確認の際に異変を発見したら、市町村や警察等に通報する。

II 「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発

○「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発

SSKロゴが印刷されたチラシの配布等、「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発に努める。

○地域における孤立化防止・見守り事業（注3）への参加

III 認知症対策

○認知症サポーター（注4）養成

スタッフに認知症サポーター養成講座を計画的に受講させ、サポーターの増進に努める。

○認知症コールセンター（注5）のPRに協力する。

○認知症メモリーウォーク（注6）等の地域における認知症イベントの実行委員として協力する。

○地域における認知症徘徊SOSネットワーク事業（注7）等への参加

IV 高齢者の生きがい、健康、仲間づくり

○高齢者の地域活動参加と仲間づくりへの支援

・生涯大学校（注8）の現場学習に協力する等、高齢者の地域活動参加と仲間づくりを支援する。

○健康づくり

- ・健康づくり教室の開催場所の提供、県等の健康づくり事業広報、健康づくり用品の配布等に協力する。

V 高齢者の安心・安全

○犯罪被害の防止

- ・振り込め詐欺・ひったくり被害等防犯対策講座の開催場所の提供及び開催に関する広報等に協力する。
- ・窓口、レジカウンター等利用者の目に留まりやすい場所への地域の犯罪情報の掲示と広報等の周知に協力する。
- ・地域の犯罪情報の提供に協力する。

○交通事故対策

- ・交通安全教室の開催場所の提供及び開催に関する広報に協力する。
- ・交通安全に関する情報の提供や交通安全チラシ等の配布に協力する。
- ・運転免許証自主返納者に対する商品の割引、ポイントの加算、自宅への配送料無料などへの協賛を実施する。

○消費者被害の防止

- ・高齢者から個人消費に見合わない過度な商品の注文等がある場合、市町村へ通報すると共に、発送前に確認を行う。
- ・過度な宅配物等が置かれている場合、市町村等へ通報する。
- ・地域の消費者関連情報の提供に協力する。

VI 高齢者の雇用

○高齢者の積極雇用

意欲と能力に応じて働くことができる高齢者を積極的に雇用する。

- 高齢雇用者の能力に応じた雇用環境の整備等、高齢者の継続雇用を積極的に進める。

5 その他

(1) ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、運用後の状況を踏まえて必要に応じて見直しを図っていきます。

(2) ガイドラインの施行について

本ガイドラインは、平成26年7月7日から施行します。

本ガイドラインは、平成27年3月10日から一部改正します。

本ガイドラインは、平成29年1月26日から一部改正します。

本ガイドラインは、令和4年3月31日から一部改正します。

(3) 個別協定及び登録の解除について

商業者等に県民の信頼を失墜する行為など、重大な不祥事等があった場合、県において個別協定及び登録を解除することがあります。

<用語解説>

(注1) ちばSSKプロジェクト (P1)

県民一人ひとりが、高齢者の孤立化防止のための具体的な行動を起こすきっかけづくりとなるよう実施されているプロジェクト。

「SSK」は、「しない」のS、「させない」のS、「孤立化」のKと、それぞれアルファベットの頭文字を記号化したもの。

(注2) 千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議 (P1)

高齢者が地域で孤立することなく、必要なサポートを受けながら安心して暮らせる体制づくりを促進するため、県において平成24年3月に設立した、住民団体、医療・福祉関係団体、民間企業等を構成員とするネットワーク会議。

構成員数(平成29年1月現在)は、52団体。

(注3) 孤立化防止・見守り事業 (P4)

市町村等が実施する高齢者見守り事業。

例 自治会や各事業者が、高齢者の異変を発見した場合に市に連絡し、必要に応じて適切な支援をする。

(注4) 認知症サポーター (P4)

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する「応援者」のこと。

全国統一カリキュラムである「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

(注5) 認知症コールセンター (P4)

相談経験が豊富な介護経験者が応じる電話相談及び看護師など専門家による面接相談を実施する。

千葉県と千葉市が共同で実施。

電話番号 043-238-7731

(注6) 認知症メモリーウォーク (P4)

認知症に対する偏見を取り払い、理解を深めるために行う啓発活動(パレード)。

毎年、県内数か所で実施される。

(注7) 認知症徘徊SOSネットワーク事業 (P4)

市町村等が実施する認知症による徘徊高齢者の早期発見事業

例 徘徊などにより捜索が必要となった際に情報を共有し、ネットワークを通じて捜索活動を行う。

(注8) 生涯大学校 (P4)

高齢者が、身近に学習の機会が得られるよう、県内5地域に設置された県の施設。

高齢者が社会参加による生きがいの高揚に資すること及びボランティア活動、自治会の活動の担い手となることを推進することを目的とする。

千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議（以下「会議」という。）は、住民団体、医療・福祉関係団体、民間企業、行政等の連携により高齢者を支える体制づくりを推進することで、高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、趣旨に賛同する県域組織の団体等をもって構成する。ただし、県域団体のない場合はその限りではない。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者を地域で支援するための効果的な対策を推進すること。
- (2) 高齢者の支援に関する情報や意見を交換し、相互の連携を強化すること。
- (3) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 会長は、あらかじめその職務を代理する者を指名することができる。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 構成員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議 構成機関・団体等一覧

(H29.1時点 52団体)

イオンリテール株式会社南関東カンパニー	千葉県商店街振興組合連合会
(一社)千葉県LPガス協会	千葉県商店街連合会
(一社)千葉県経営者協会	千葉県人権擁護委員連合会
(一社)千葉県経済協議会	千葉県新聞販売組合
(一社)千葉県高齢者福祉施設協会	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会
(一社)千葉県歯科医師会	千葉県中小企業家同友会
(一社)千葉県社会福祉士会	千葉県中小企業団体中央会
(一社)千葉県商工会議所連合会	千葉県町村会
(一社)千葉県タクシー協会	千葉県デイサービスセンター協会
(一社)千葉県バス協会	千葉県弁護士会
(一社)千葉県ホームヘルパー協議会	千葉県訪問看護ステーション連絡協議会
(一社)千葉県薬剤師会	千葉市町内自治会連絡協議会
(一社)日本フランチャイズチェーン協会	千葉司法書士会
(一社)日本民営鉄道協会(関東鉄道協会)	千葉地方法務局
(公財)千葉県民生委員児童委員協議会	中核地域生活支援センター連絡協議会
(公財)千葉県老人クラブ連合会	東京電力株式会社千葉支店
(公社)千葉県医師会	(特非)千葉県介護支援専門員協議会
(公社)千葉県看護協会	(特非)ちば地域密着ケア協議会
(公社)日本水道協会千葉県支部	日本司法支援センター千葉地方事務所
(公社)認知症の人と家族の会千葉県支部	(法テラス千葉)
(社福)千葉県社会福祉協議会	房総ガス協議会
千葉県生活協同組合連合会	千葉中央郵便局
千葉家庭裁判所	千葉県
千葉県経済同友会	千葉県教育庁
千葉県在宅サービス事業者協議会	千葉県警察本部
千葉県市長会	
千葉県生涯大学校卒業生学習会	
千葉県商工会連合会	